

トンネルじん肺根絶第7陣訴訟第3回口頭弁論

じん肺の進行に不安が

10月25日に「トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟」の第3回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。はじめに久末良一さんが原告意見陳述をおこない、証拠DVD「全国トンネルじん肺訴訟原告の生と死」を法廷で再生したあと近藤健大弁護士が意見陳述しました。

久末さんは、昭和43年から平成24年まで、炭鉱の坑道掘削やトンネル工事で粉じんにまみれて働き続けたことを現場の作業環境をふくめてくわしく述べるとともに「退職後は難聴、振動障害で労災が認定され、じん肺についても平成29年ころから咳と痰、息切れの症状が以前より強くなり合併症で労災認定されました。じん肺になった原因は長い間、粉じんを吸い込んだためなのは間違いありません。最近ではじん肺が進行していることを感じて不安になります」と訴えました。DVDでは全国の原告8人がじん肺の症状に苦しみながら亡くなった様子が映されていました。近藤弁護士は、じん肺の非可逆性・進行性・全身疾患性・呼吸器疾患の危険について述べ、その被害が身体的にも精神的にもさら生活にも及び、家庭破壊につながることを述べ、「昨今の新型コロナウイルスの出現により、さらにおびえながら生活しなければならない状況になっている」と強調しました。

渡辺達生弁護士が今後の進行についての意見を述べたのに対して、谷口哲也裁判長は「11月18日ころに職歴の第1次認定を出し、12月下旬までに原告・被告双方の意見を求める。次回口頭弁論（来年1月17日）のあと、第5回口頭弁論を2月28日に開く」としました。

なくせじん肺キャラバン・労働局要請

10月20日、なくせじん肺キャラバンの北海道労働局要請をおこないました。労働局からは監督課・健康課・労災補償課が対応し、北海道労働局管内で粉じん作業をおこなっている1,762事業所数のうち93件に監督・指導をしたこと、「石綿健康管理手帳」の発給数の公表について本省と「オープンであるべきではないか」と相談したが応じてもらえなかったこと、北海道労働局のアスベストアナライザーの活用は令和3年度が3件、令和4年度上半期で2件だったことなどの回答がありました。また、令和3年度の石綿関係の労災請求が道内110件で支給決定件数は90件であったという資料提供を受けました。

このほか、じん肺患者へのインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチンの投与を労災保険（予防給付）の対象とすること、じん肺療養中に「余病」で亡くなった患者への給付などについても本省に意見上申するよう強く求めました。

なお、10月12日には札幌中央・札幌東・小樽・函館・苫小牧・室蘭・滝川・旭川・帯広・釧路の10労基署と3市（小樽・旭川・帯広）への要請をおこないました。

北海道鉄道本部が年末一時金要求提出

北海道鉄道本部は10月12日に年末一時金の要求書をJR北海道に提出しました。要求は「正規・非正規の格差を設けず、JR北海道で働く全ての労働者に年末一時金を支給すること」を求め、具体的には「基準内賃金の4か月分」を要求しています。